

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	令和4年8月10日(水) 午前10時05分～午前10時49分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：小川会長、榎本委員、波多野委員 欠 席 者：小峯委員、比留間委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任 (法務係)
報 告 事 項	(1) 令和2年度及び令和3年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について (2) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 委員の互選により会長は小川委員に決定し、会長の指名により職務代理者は榎本委員に決定した。 議題(2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● 令和4年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。</p> <p>本来であれば、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定に基づき、会長に議事を進行していただくところですが、同条第1項による会長の互選がまだされておりませんので、互選が終了するまでの間、事務局が進行をしてまいります。</p> <p>議題</p> <p>(1) 「武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」</p> <p>● 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項において審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第3項において、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されています。</p> <p>それでは、会長の互選を行いたいと存じますが、委員をお引き受けいただく際に、事務局が、皆様からある程度御意見を伺っておりまして、もし皆様に新たな御意見等ございましたら、小川委員にお引き受けいただければと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● それでは、会長は小川委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>続いて、職務代理者についてですが、小川会長より職務代理者の指名をお願いいたします。</p> <p>○ 当審査会の発足当時から委員として御尽力いただき、また、これまでも職務代理者を務めていただいている榎本委員を職務代理者に指名させていただきたいと思っております。</p> <p>● 職務代理者を榎本委員とすることについて、異議はございますか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● 会長に小川委員が互選され、職務代理者に榎本委員が指名されました。この後の議事進行については、会長にお願いします。</p>

報告事項

(1) 「令和2年度及び令和3年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」

○ 事務局に説明を求めます。

● それでは、報告事項(1)「令和2年度及び令和3年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」、御説明します。

お手元の会議次第を御覧ください。会議次第の1ページから2ページまでを1「公文書開示請求の処理状況等」、3ページから4ページまでを2「保有個人情報開示請求の処理状況等」として、令和2年度及び令和3年度の処理状況をそれぞれ表にまとめさせていただいています。

まず、1「公文書開示請求の処理状況等」について、御説明します。

令和2年度における公文書の開示請求は、合計で23件ございました。その内訳としましては、請求された公文書を黒塗りすることなく開示する「開示決定」が9件、黒塗りにより非開示情報を除いた上で開示する「一部開示決定」が18件で、公文書を開示しない「非開示決定」につきましては、請求された公文書が存在しなかったことによるものが1件ございました。

次に、次第2ページに移りまして、令和3年度における公文書の開示請求ですが、合計で37件ございました。その内訳としましては、「開示決定」が19件、「一部開示決定」が19件、「非開示決定」が9件となっております。なお、非開示の内訳につきましては、黒塗りにより非開示情報を除くことができず公文書そのものを非開示としたものが1件、不存在によるものが9件となっておりますが、下の※に記載されておりますとおり、非開示及び不存在の両方を理由として1件の非開示決定をしたものがございますので、内訳の合計数は9件となっております。

令和2年度と比較して令和3年度は、公文書開示請求が多くありましたが、過去の記録を見る限り、1会計年度当たりの請求件数は、少ないときで25件前後、多いときで35件前後となっており、何か請求が増減するような特別な事情があったということではございません。

開示請求の対象となった公文書のうち主だったものや、個人、法人のいずれの請求者が多かったか、主にどういった部分を非開示としたか等につきましては、次第1ページ及び2ページの下部に記載しております。

また、開示請求の処理経過、請求や決定に係る具体的な公文書の名称等、詳細につきましては、資料1に記載されておりますので、御確認ください。なお、公文書の名称等につきましては、基本的に、実際の請求や決定において用いられたものをそのまま記載しておりますが、個人情報が記載された部分につきましてはマスキングしておりますので、御了承ください。

また、資料1は、令和2年度分を資料1-1、令和3年度分を資料1-2として分けておりますので、御注意ください。

次に、次第3ページの2「保有個人情報開示請求の処理状況等」について、御説明します。

令和2年度における保有個人情報の開示請求は、合計で11件ございました。その内訳としましては、「開示決定」が6件、「一部開示決定」が5件となっており、「非開示決定」はありませんでした。なお、

用語の意味につきましては、公文書開示請求のものと同様となっておりますので、説明を省略します。

次第4ページに移りまして、最後に、令和3年度における保有個人情報の開示請求ですが、合計で22件ございました。内訳としましては、「開示決定」が11件、「一部開示決定」が11件、「非開示決定」は、不存在によるものが1件となっております。

令和2年度の請求件数が令和3年度の半分となっておりますが、こちらにつきましては、保有個人情報の開示請求を行う方の大半が、介護福祉施設等への入所判定に利用することを目的としている関係で、新型コロナウイルス感染症の影響で介護福祉施設等が軒並み受入れを中止した時期があった令和2年度の請求件数が減少したものです。

保有個人情報の開示請求につきましても、詳細は資料2に記載しておりますので、御確認ください。なお、こちら資料1と同様、個人名が記載された部分につきましてはマスキングしておりますので、御了承ください。

【主な意見等】

特になし。

報告事項

(2) その他

- 事務局に説明を求めます。
- 令和3年度に多少の情報提供をさせていただきました「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う本市における個人情報保護制度の変更について、現時点の状況を御説明させていただきます。

なお、検討段階であること、全てを御説明するには会議数回分の時間が必要となることから、本日は、当審査会に係る部分以外は概要説明に留めさせていただきたいと存じます。

まず、令和5年4月1日に施行される個人情報保護法の改正に伴い、これまで条例を根拠としていた個人情報保護制度は、個人情報保護法を根拠とする制度に移行することとなります。一方、改正後の個人情報保護法では、保有個人情報の開示請求に対する決定の期限等、ある程度、自治体独自の運用を定めることが認められていることから、制度を所管する文書法制課では、現行の「武蔵村山市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定して必要な規定を置くこととしたいと考えております。

このことについては、「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」等に関する意見を述べる「武蔵村山市個人情報保護審議会」に諮問し、現在も引き続き御審議いただいているところで、直近の会議で中間答申がおおむね固まったことから、今後は、この中間答申を基に作成する条例案の骨子についてパブリックコメントを実施し、審議会から最終答申をいただいた上で、令和4年12月の市議会定例会に条例案を提出する予定です。

当審査会に関係する変更点としましては、現行制度では、議長が行った開示決定に対する審査請求は、議長が指名する議員で構成される「武蔵村山市議会個人情報保護審査会」に諮問することとされているところ、制度移行後は、本審査会に諮問されることとなる予定です。

こちらにつきましては、議会事務局から正式に依頼がありましたら、皆様にも情報提供させていただく予定です。

【主な意見等】

○ 個人情報保護法改正の内容について、説明をお願いします。

● 個人情報保護制度の見直しに関する最終報告（概要）の2ページを御覧ください。2ページ下部左側の【現行】と記載された方では、総務省が所管する行政機関個人情報保護法で国の行政機関が、同じく総務省が所管する独立行政法人等個人情報保護法で独立行政法人等が、個人情報保護委員会が所管する個人情報保護法で民間事業者がそれぞれ規制されていること、各地方公共団体については、それぞれが定めた個人情報保護条例により個人情報の取扱いが規制されていることが示されています。

一方、右側の【見直し後】と記載された方を御覧いただくと、法令の所管が個人情報保護委員会に統一され、法令自体も個人情報保護法に統一されていることが分かります。改正の主たるものとしては、この部分が当たります。

なお、2ページ上部を御覧いただくと、①に、先の説明の内容が文章で記載されています。その他、②では医療・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等については、行政機関等に含まれるものの、原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることが示されています。

続きまして、6ページを御覧ください。上部の枠内には、現行法における個人情報の定義等について記載されています。一番上、個人情報保護法では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とされていますが、2番目の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の定義では、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」となっています。違いは、容易に照合することが可能かという点で、それにより個人情報の範囲が異なります。3番目では、この定義の違いにより、「匿名加工情報」と「非識別加工情報」のように、同じ情報を指すものの根拠法によって異なる名称が用いられているものがあることが挙げられています。

下枠「改正の方向性」の1つ目では、個人情報の定義を統一することにより、公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なる問題点を解消する旨が記載されています。また、2つ目では、定義変更の影響を最小化するため、統一後は、個人情報保護法の定義を用いる旨が記載されています。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらには、開示請求に係る決定に対する不服申立てがあった場合の処理フロー図が記載されています。改正法施行後は、上側に青枠で記載されたこれまでのフローに、下側に記載された赤枠の処理が追加されることとなります。このフロー図は、主に国の機関を対象として示されたものですが、地方公共団体においても、基本的に同様の処理をすることとなります。

続きまして、9ページを御覧ください。上枠の「趣旨」を御覧いただくと、地方公共団体ごとに異なる規制をしている点がデータ流通を阻害する要因となっていること、求められる水準を満たさない団体があること等、いわゆる2000個問題に対応するため、全国的な共通ルールで規制し、地方公共団体的確な運用を確保することを趣旨とする法改正である旨が記載されています。その他、法改正の概要につきましては、9ページ下部の「概要」を御覧ください。

○ 小平・村山・大和衛生組合の個人情報保護に関する委員会の委員も務

	<p>めさせていただきます。そちらについても、行政機関等の一部として同様の規制が適用されると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>● 市が普通地方公共団体であるのに対して、御質問の小平・村山・大和衛生組合は特別地方公共団体に当たります。改正後の個人情報保護法は、普通地方公共団体のみならず、特別地方公共団体にも適用されますので、小平・村山・大和衛生組合においても、独自の条例を廃止し、法に基づく運用を行うこととなると考えられます。</p> <p>なお、委員が所属する委員会とは、開示請求に対する決定について不服申立てがあった場合に、非開示決定が適正かを判断する機関であると予想しますが、不服申立ての処理については、おおむね現行制度と同じようなものになると思われま。</p> <p>これらの事項については、いずれ小平・村山・大和衛生組合から説明がなされると思います。</p> <p>● 不服申立ては、情報公開制度に基づく公文書開示請求に係る決定、個人情報保護制度に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定のいずれに対しても行うことができ、当審査会でも両方を取り扱います。</p> <p>ただし、今回の法改正の影響を受けるのは、個人情報保護制度のみであり、情報公開制度に関する事項については、現行からの変更はありませんので、御注意ください。</p> <p>議題 (2) 「その他」</p> <p>○ 事務局に説明を求めます。 ● 事務局からは、特にありません。</p> <p>【主な意見等】 特になし。</p> <p>○ 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 これで、令和4年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p> <p style="font-size: 2em;">[]</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書法制課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------

